

がん患者医療用補整具の購入費助成が始まります

がん患者の方が、がん治療による心理的、経済的負担を軽減し、就労等の社会参加の促進や、療養生活の維持、向上を図ることを目的に、医療用補整具の購入費用を助成します。

対象となる方(次のいずれにも該当する方)

- ・がんと診断され、がんの治療を受けたまたは現在がん治療中の方
- ・がん治療による脱毛または乳房切除を受け、医療用補整具を購入した方
- ・日高町や他の自治体から、同様の補整具購入の助成を受けたことが無い方
- ・補整具の購入日および、申請日に日高町内に住所を有する方

対象となる補整具と助成内容

- ①医療用ウィッグ(全頭用) 助成金額：購入費全額(上限4万円)
②乳房補整下着 助成金額：購入費全額(上限2万円)
③人工乳房、人工乳頭 助成金額：購入費全額(上限4万円)

※助成回数は、補整具1種類ごとに1回までとなります。(人工乳房・人工乳頭について、両側の場合は左右それぞれ1回までの助成となります)

※対象となる補整具以外の付属品やケア用品(クリーナー、リンス、ブラシ等)、購入に要した経費(交通費や郵送費等)は助成の対象外です。

※令和5年4月1日以降に購入した補整具が対象となります。

申請方法

補整具を購入した日の翌年度末までに次の書類を子育て福祉健康課まで提出してください。

- ・日高町がん患者医療用補整具購入費助成金交付申請書兼請求書
- ・がん治療を受けた、または受けていることとがん治療による脱毛または外科的治療等による乳房の変形を証明する書類(診断書、入院診療計画書等)
- ・補整具の領収書(補整具の購入日、購入品目、個数、購入金額の記載のあるもの)の写し
- ・助成金の振込先金融機関の口座番号を確認できる書類の写し(通帳のコピー等)

【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課(TEL：63・3801)

『地域カフェ』を開催します！

みなさんで、お茶を飲みながら、楽しい時間を過ごしませんか？

①日 時 11月22日(水)

午後1時30分～3時

場 所 小浦地区公民館(日高町小浦174)

参加費 100円

対 象 日高町内にお住まいの方

②日 時 11月29日(水)

午後1時30分～3時

場 所 萩原公民館

(日高町萩原551-1)

提供メニュー

- コーヒー
- 紅 茶
- 日本茶



【お問い合わせ先】

日高町地域包括支援センター(いきいき長寿課内)
(TEL：63・3807)

「サンフルひだか」のパン
販売を予定しています！

集団健診のご案内

12月13日(水)、午前7時30分～ふれあいセンターで集団健診を実施します。
受診がお済みでない方は、ぜひこの機会にお申し込みください。
受診ご希望の方は、11月17日(金)までに子育て福祉健康課へお申し込みください。



健(検)診の実施内容

- ・**特定健診**：40歳～74歳までの国民健康保険加入者、39歳以下の町民の方
- ・**胃がん検診(バリウム検査)**：50歳以上の方 2年に1回
- ・**肺がん検診**：40歳以上の方
- ・**喀痰検診**：50歳以上の方で喫煙指数が600以上の方
- ・**大腸がん検診**：40歳以上の方
- ・**乳がん検診**：40歳以上の方 2年に1回
- ・**肝炎ウイルス検査**：40歳以上の方で今まで検査を受けたことのない方

【申し込み先・お問い合わせ先】 子育て福祉健康課(TEL：63・3801)

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を支給しています。(本給付金については、令和5年5月末の広報紙配布の際に、全戸に制度の概要を配布しております。)

支給対象者

令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等で、令和5年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方
(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

支給額 児童1人当たり 一律5万円

給付金を受け取るには、申請が必要です。

詳しくは、子育て福祉健康課までお問い合わせください。

※上記に該当していても、今年度既に受給済みの方は対象外となります。

【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課(TEL：63・3801)

多受診の訪問健康相談

多受診は、検査の重複や薬剤の副作用等により健康被害を引き起こす可能性があります。町では多受診対策として、11月に「訪問健康相談」を実施します。対象者には国保連合会から郵便で通知があり、その後相談員(保健師)が電話や訪問させていただきます。

皆さんの健康の保持増進のため、事業実施にご理解ご協力をお願いします。

対象者 国民健康保険に加入し、多受診の可能性のある方

相談内容 通院や服薬管理の情報提供、アドバイス

訪問相談時期 11月

【お問い合わせ先】 いきいき長寿課(TEL：63・3807)